

## 障害者総合支援法に基づく支援

市町村では、障害者総合支援法に基づき様々なサービスを実施しています。  
各サービスの内容や利用方法については最寄りの市町村にお問い合わせください。

### 障害者総合支援法に基づくサービスの分類

障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向などの事項などを踏まえ、個々に支給決定が行われ国が定めるサービスが提供される『障害福祉サービス』や市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う『地域生活支援事業』に大別されます。

### 障害福祉サービスの内容（抜粋）

#### ・障害福祉サービス

サービス名	内容
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

#### ・地域生活支援事業

事業名称	内容
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
自発的活動支援	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援	障害のある人、その保護者や介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、(自立支援)協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に費用を助成します。又、法人後見の研修等を行います。

### 障害に係る自立支援医療

自立支援医療の種類	対象者
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)
育成医療	身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳未満)

